令和 5 年 12 月 15 日 課 名 土木建築局港湾振興課 担当者 課長 吉牟田 内 線 4020

## 公有水面埋立法に基づく免許手続きにおける不適正処理について

## 1 要旨・目的

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第2条に基づき福山市から出願があった公有水 面埋立免許願書について、決裁手続きを経ず免許書を作成、公印を押印して、福山市に交付 した事案の処理経過を報告する。

## 2 経緯

令和4年6月17日 福山市から県へ公有水面埋立免許願書の出願

令和4年6月30日~7月20日 公有水面埋立免許願書の縦覧

(港湾振興課、福山市、東部建設事務所)

令和4年7月26日 県から福山市へ諮問(意見照会)

令和4年10月3日 福山市から意見回答(福山市議会で9月27日議決)

令和4年12月19日 適正な決裁手続きを行わないまま、福山市へ埋立免許を交付

令和5年3月17日 福山市が埋立工事に着手

令和5年11月30日 県において、埋立に係る事務処理を確認している中で、今回、

事案を把握

令和5年12月8日 事案の概要を公表

# 3 概要

#### (1) 事案の概要

- (ア) 出願者である福山市に対する埋立免許について、起案を行わず、県知事名で免許書を 作成、公印を押印し、福山市へ交付した。
- (4) 当該免許書に基づき、福山市は埋立工事に着手した。

## (2) これまでの対応状況

- (ア) 12月8日、適正な事務手続きを経ていないため、福山市に該当工事を中止していただくよう連絡した。
- (4) 公有水面埋立法に則り、早急に埋立免許の適正な手続きを進めている。

### 4 今後の対応

- (1) 適正な内容の埋立願書であり、交付済の免許書は無効ではないことが確認できたため、工事中止の必要がないことが確認された旨を連絡した。
- (2) 交付済の免許書は無効ではないものの、県の決裁処理が不適正なものであるため、聴聞手続により取り消したうえで、適正な決裁手続きを経て、新たな免許を行う。
- (3) 引き続き、発生原因の調査を進め、それに基づく再発防止策を講じる。

# 埋立の概要

(1) 出 願 者:福山市

(2) 場 所:平漁港(福山市鞆町)

(3) 埋立地の用途:護岸用地、緑地・広場用地

(4) 埋立免許面積: 3, 207. 58 m<sup>2</sup>

